

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十四号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年十二月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改め、同条第二号中「に固有の事情」を削り、「配慮すべき内容」を「配慮すべき事項」に改め、同号ア中「の相違」を削り、「零歳から」の下に「小学校」を加え、同号イ中「就労状況等」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に改め、「内容」の下に「やその展開」を加え、「工夫を行う」を「工夫をする」に改め、同号ウ中「短時間利用児及び長時間利用児の」を「幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び同項に規定する教育及び保育時間相当利用児（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に改め、同号エ中「住民の子育てに係る資質」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条第三号中「に固有の事情」を削り、「配慮すべき内容」を「配慮すべき事項」に改め、「併せ持つ教育及び保育」の下に「の内容」を加え、同号ア中「短時間利用児と長時間利用児」を「教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児」に改め、同号ウ中「同一学年の子どもで編制される」を削り、「集団活動と」の下に「ともに、」を加え、「に満たない」を「未満の」に改め、「認定こども園それぞれの工夫で、子どもの」及び「の相違」を削り、「組み合わせていく」を「組み合わせ設定する等の工夫をする」に改め、同条第四号ア中「満三歳に満たない子どもを含む」を「零歳から小学校」に、「に満たない」を「未満の」に、「集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫する」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をする」に改め、同号イ中「ため、地域、家庭及び」を「ことを踏まえ、家庭及び地域並びに」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「に満たない」を「未満の」に、「工夫を行う」を「工夫をする」に改め、同条

第五号ア中「零歳から」の下に「小学校」を加え、同号イ中「年齢の相違等」を「年齢の違ひ等」に、「家庭環境の相違等」を「家庭環境等」に、「に満たない」を「未満の」に改め、同号ウ中「一つの施設で」を「共に」に改め、同号エ中「を工夫する」を「の工夫をする」に改め、同号カ中「に相違がある」を「が異なる」に改め、同号キ中「子どもの」を削り、同号ク中「子育てに係る資質」及び「子育てに関する資質」を「子育てを自ら実践する力」に、「子育て経験」を「子育ての経験」に、「生活様式」を「生活形態」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第六号イ中「小学校教育との連携及び接続においては、」を削り、同号ウ中「すべて」を「全て」に改める。

第三条第三号中「子育てに係る資質」を「子育てを自ら実践する力」に、「及び」を「、研修を」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。